

Client Alert

2020年8月号 (Vol.80)

1. はじめに
2. 知的財産法：欧州司法裁判所の Schrems II 事件判決の域外データ移転への影響
3. 競争法／独禁法：公取委、昨年度の企業結合届出の状況等を公表
4. エネルギー・インフラ：認定失効制度の詳細設計に関する議論が開始
5. 労働法：人材紹介、労務管理システム及び振込代行の一体提供サービスについて
6. 会社法：経産省、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」を公表
7. 危機管理：日本版司法取引適用第1号事件の続報（二審で一審と異なる判断）
8. 一般民事・債権管理：官民一体となった迅速な事業承継支援の動き
9. M&A：東証、「公正な M&A の在り方に関する指針」を踏まえた開示状況を公表
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の公表
11. 税務：経済産業省、新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入についての考え方を公表
12. 中国・アジア（中国）：「香港特别行政区国家安全維持保護法」の可決
13. 新興国（ブラジル）：ブラジル個人データ保護法（LGPD）の施行時期に関する近時の動き
14. 国際訴訟・仲裁：香港国際仲裁のこれから

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年8月号 (Vol.80) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：欧州司法裁判所の Schrems II 事件判決の域外データ移転への影響

(1) はじめに

欧州一般データ保護規則（GDPR）上、EEA 域外へのデータ移転には法的根拠が必要となっており、実務上、データ輸出者とデータ輸入者の間で締結する SCC（標準契約条項）の他、日本への移転には十分性認定、米国への移転には、プライバシーシールド等が使われています。

Client Alert

欧州司法裁判所は、2020年7月16日の Schrems II 事件判決¹において、かかる EEA 域外へのデータ移転に関する重要な判断を示しました。

(2) プライバシーシールドは無効との判断

まず、本判決で、欧州司法裁判所は、米国では、Foreign Intelligence Surveillance Act 等による政府による個人データへのアクセス（「ガバメントアクセス」）が可能であり、EEA と比べてデータ保護に関する保護が劣るものであり、これについて、データ主体に裁判で、政府に対して、個人が裁判で争う権利が付与されていないこと等を根拠に、プライバシーシールドは無効と判断しました。

したがって、EEA から米国へのデータ移転について、プライバシーシールドを法的根拠として利用している企業は、直ちに、SCC 等の他の適法化根拠への切替えが必要となりますが、後述のとおり、SCC による米国へのデータ移転にも慎重な検討が求められることとなります。

(3) SCC を単に締結しているだけでは移転は適法とならないとの判断

本判決は、SCC の有効性についても判断を示しました。本判決は、SCC による移転の枠組自体は有効としましたが、単に SCC を締結することでは足りないことを改めて明らかにし、ケースバイケースの評価と必要な補完的措置の検討を行った結果、移転先の第三国での保護が EEA における保護に比して、不十分であれば、データ移転を停止又は終了すべきとしました。判決の判断のポイントは以下のとおりです。

・ SCC により与えられている保証が現実に遵守できるか判断するために、EU 法で要求されているレベルの保護が第三国で尊重されているかを評価するのは、データの輸出者及び輸入者の責任である。

・ もし、第三国での保護が不十分であれば、EEA での保護と実質的に同等のレベルの保護を確保するための補完的措置を講じることができるか及び当該第三国の法律が、かかる補完的措置の有効性を阻害するような形で悪影響を与えるものではないかを評価すべきである。

・ 必要な場合に講じる補完的措置は、すべての移転に関する状況を考慮に入れて、第三国の法制度の評価を行い、十分なレベルの保護が確保されているかを確認するために、ケースバイケースで講じられなければならない。

これにより、ガバメントアクセスがある国（米国以外に、例えば、中国、ロシア、インド等も想定されます。）への SCC によるデータ移転には慎重な検討が求められることとなります。

具体的にいかなる補完的措置（法的、技術的、組織的な措置等）を講じるべきかについては、欧州データ保護会議（EDPB）が更なるガイダンスを出すものとしています²ので、そのガイダンスを注視する必要があります。もっとも、EEA 域外へのデータ移転を行っている企業は、上記ガイダンスの公表を待たずに、まずは、ガバメントアクセスが

¹ Case C-311/18 - Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems

² EDPB の FAQ

(https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/other/frequently-asked-questions-judgment-court-justice-european-union_en) を参照。

Client Alert

ある国へのデータ移転の有無と内容について整理をし、今後、速やかな対応を講じられるように今から準備を開始しておく必要があると思われます。

(4) 十分性認定への影響、日本の改正個人情報保護法の移転規制強化への影響

本判決は、十分性認定に基づく EEA から日本へのデータ移転の有効性には影響を与えるものではありませんので、この点についての見直しは、特段求められません。

本判決は、2020 年改正で強化された日本の個人情報保護法の移転規制対応にも、以下のとおり、一定の影響を及ぼすのではないかと考えられます。

改正法により、事業者が本人の同意を根拠に外国にある第三者へ個人データを移転する場合、事業者は事前に①移転先国における個人情報の保護に関する制度②移転先事業者における個人情報の保護のための措置その他本人に参考となるべき情報を本人に対して提供する義務を負います（改正法 24 条 2 項）が、このような情報提供にあたり、ガバメントアクセスの有無は重要なポイントになると想定されます。

また、改正法により、移転先の外国にある第三者が、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（「相当措置」）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していることを根拠に、外国にある第三者に個人データを移転した場合、事業者は移転先事業者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じる義務を負います（改正法 24 条 3 項）。相当措置の典型例は、データ移転先となる第三者との契約等ですが、ガバメントアクセスがある国の第三者への移転については、単に個人情報保護法の定めを遵守することを規定するだけでは上記の義務を果たしたことになるまいとも考えられます。この点については、今後、個人情報保護委員会から公表されるガイドライン等の内容が注目されます。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、昨年度の企業結合届出の状況等を公表

2020 年 7 月 22 日、公取委は、昨年度における企業結合届出の状況と主要な企業結合事例を公表しました。

公表によれば、昨年度に公取委が受理した届出件数は 310 件、そのうち第 1 次審査で審査を終了した案件は 300 件、さらにそのうち禁止期間の短縮を行った案件は 217 件とのことであり、いずれも例年並みの数字となっています。また、より詳細な審査が必要であるとして第 2 次審査に移行した案件は 1 件ですが、これも例年が数件程度に留まっているこ

Client Alert

とと比較すると少ないとまではいえない数字です。これに対し、第1次審査終了前に届出の取下げがあった案件の件数は9件とのことであり、例年の数字が5件前後であることを踏まえると若干多いように見受けられます。届出の取下げは、届出対象となる企業結合を実行しないこととなった場合（単にスキームの変更による場合、当事者側の理由により実行を中止する場合、公取委から解消できない問題点を指摘されたことにより実行を断念する場合等）にも行われますが、第1次審査終了前に届出が取り下げられるのは、そのような場合よりはむしろ、届出後に第1次審査では審査が終了しないことが明らかとなり、第2次審査に移行することを避けるために一旦届出を取り下げて再度届出を行うことになるケースが多いように思われます。公取委の審査は年々厳格・精緻なものとなっており、当事者が大手企業・有力企業でないような案件でも、公取委は様々な観点からの質問をしながら審査をすることが通例となっています。そのため、独禁法上明らかに問題ないと思われる案件であっても、届出前にある程度時間の余裕を持って公取委にコンタクトすることが、近時は特に望まれます（なお、公取委は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための体制が審査に要する時間に影響しないよう努めていますが、当事者としては、平時よりも一層時間に余裕をもって対応することが望ましいといえます。）。

主要な企業結合事例として公取委が公表したのは10件であり、うち6件は競合関係にある当事者間の案件（水平型）、4件は取引関係にある当事者間（垂直型）の案件、3件はそれ以外の関係にある当事者間（混合型）の案件とされています（同一案件に複数の型が含まれるものもあります）。特徴的なのは、問題解消措置が必要となった3つの案件は、いずれも垂直型又は混合型であったということです。このことは、M&Aのトレンドとして垂直型や混合型の案件が増加していることも一因と思われそうですが、加えて、公取委が水平型の案件だけではなく垂直型や混合型の案件についても厳格に審査を行うようになっていることも少なからず影響していると思われします。垂直型や混合型の企業結合案件に対して厳格に審査を行うことは、近時、公取委だけではなく海外の競争当局の傾向でもあるといえます。前記のとおり第1次審査終了前における届出の取下げが若干増加しているように見える点は、独禁法上の論点についての当事者の認識と公取委の問題意識との間に若干の乖離があることを示唆しているとも考えられます。なお、問題解消措置が必要となった案件のうち1件は、独禁法上届出が不要であるにもかかわらず公取委が審査を行った案件です。公取委は、昨年12月に企業結合審査の手續に関する対応方針を改定し、届出が不要な案件であっても一定の場合には公取委への自発的な相談を求める旨を明らかにしているところ、このように、届出の要否にかかわらず独禁法に関するより慎重な検討が必要となっていることを象徴するような案件も登場しています。

以上のとおり、M&Aを検討する際には、スケジュールと実質的な問題の有無の両面について、独禁法上の検討がより一層重要になっているといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

Client Alert

4. エネルギー・インフラ：認定失効制度の詳細設計に関する議論が開始

2020年7月22日、再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会及び再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議（「合同会議」）が開催されました。本稿では、そのうち今年6月5日に成立したエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法（「改正法」）³で導入が予定されている認定失効制度の詳細設計に関する議論を取り上げます。

今回の合同会議では、認定失効制度の詳細設計に関し、事務局から概要以下のような提案がなされています⁴。

(1) 適用対象

電源種を問わず、改正法の施行日（2022年4月1日予定）以降に、認定を受けた状態で運転を開始していない案件のすべてが失効制度の対象となるとされています。そして、①改正法施行後に新たに認定を受ける案件と②施行前に認定を受けた案件とで失効期間の設定を区別して検討する必要が指摘され、「施行時点で運開期限や、運開期限相当の期間が経過していない案件については、配慮することとしてはどうか」とも提案されています。

(2) 失効の要件

2MW以上の太陽光案件に関し、「金融機関から資金調達が行えず工事に着手できない」という事業者側からの声を受けて、早期に制度設計の見通しを提示し、資金調達を含めた事業実施準備の進捗を妨げることを回避するため、以下の制度設計としてはどうか、との提案がなされています。

- 運転開始に向けた準備が進捗し、確実な運転開始が期待されるものとして、改正法施行日までに、開発工事に着手済みであることが公的手続によって確認できた（電気事業法に基づく「工事計画届出」が不備なく受理されている）2MW以上の太陽光については、運転開始までの失効リスクを取り除く⁵。
- 併せて、改正法施行日までに開発工事への着手が確認できない場合、事業が実施されないものとし、速やかに（1年程度）認定を失効し、系統容量が適切に開放されるような仕組みとする。なお、失効までの間に開発工事への着手に至った場合には、失効リスクについて配慮する。

また、上記に加えて、改正法施行後の新規認定案件や、2MW以上の太陽光を除く施行前の既認定に対する失効制度の具体的な詳細設計についても、上記の考え方を踏まえつつ、できる限り早期に合同会議にて議論することが提案されています。

上記の事務局案によれば、2MW以上の未稼働の太陽光既認定案件については、FIT認定維持のため、改正法施行日までに開発工事に着手し、「工事計画届出」の受理を完

³ 改正法については、[ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN 2020年6月\(Vol.21\)](#)をご参照。

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/018_02_00.pdfの68頁～73頁。

⁵ 例えば、失効期間を20年間とし、実質的な失効リスクをゼロとすることが想定されています。

Client Alert

了することが第一に重要になってくるものと考えられます。ただ、上記はあくまで事務局提案の段階であり、今後、合同会議にて詳細が議論されるものと考えられることや、太陽光以外の電源種について同様の議論がなされるとは限らないことを踏まえ、関係事業者においては、引き続き合同会議の動向を注視していくことが重要となります。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：人材紹介、労務管理システム及び振込代行の一体提供サービスについて

厚労省は、2020年6月29日、人材紹介、労務管理システム及び振込代行の一体提供サービス（「本件サービス」）の可否について、産業競争力強化法7条1項に基づく照会を受けその回答を公表しました（「本件回答」）。

人材紹介・労務管理システム提供サービスは、労働者派遣事業又は労働者供給事業への該当性が問題となり、他方、振込代行サービスは、労働基準法24条1項本文の定める賃金直接払い原則、同条2項本文の定める毎月一定期日払原則に違反しないかが問題となります。本稿では、人材紹介、労務管理システム及び振込代行の一体提供サービスについて、上記回答で明らかにされた各規制との関係を紹介します。

1. 労働者派遣法及び職業安定法との関係について

まず、労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないもの」と定められています（労働者派遣法2条1項）。

したがって、自己の雇用する労働者を事業者を紹介し当該事業者の指揮監督のもと業務に従事させた上で、当該労働者の給与振込代行サービスを提供することは、上記労働者派遣に該当する可能性が高いといえます（同法5条1項）。

これに対して、自己の雇用しない者を単に事業者を紹介する場合には、労働者派遣の上記定義には当てはまらないことから、労働者派遣に該当しません。

次に、労働者供給とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、・・・労働者派遣に該当するものを含まないものとする」と定められています（職業安定法4条7項）。

Client Alert

そのため、自己が雇用している者に限らず、支配従属関係にある者を事業者で紹介した場合でも、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させる」場合に当たると考えられ、労働者供給に該当し得ます。

これに対して、例えばシステム上で求人を募集し、支配従属関係にない者から応募があった場合に、これを各企業に紹介する場合には、各人が自己の意思に基づいて当該求人に応募するかを決定していることから、支配従属関係がなく「労働者を・・・労働に従事させる」場合に当たらず、労働者供給には該当しないことになります。

本件回答においては、上記の解釈を明らかにし、照会のあった本件サービスについて労働者派遣及び労働者供給に該当しないことを述べています。

2. 労基法 24 条との関係について

また、労働基準法（昭和 22 年法律 49 号）24 条の定めにより、原則として、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない、とされていますが、このうち、「直接労働者に」とある点については、第三者が賃金の支払を受託してその支払に関与した場合であっても、賃金が労働者の手に渡るまで使用者の賃金支払義務が消滅しない場合には、これに抵触しないことが示されています。

さらに、同回答においては、毎月一定期日払原則との関係について、「賃金支払期日を定めた上で、労働者の請求があった場合に、賃金の支払期日前であっても既往の労働に対する賃金を支払うことは、これに抵触しない」とされており、労働者の求めに応じて賃金支払いを早めることについては差し支えない旨明らかにされています。

以上のとおり、本件回答は、人材紹介、労務管理システム及び振込代行の一体提供サービスに対する規制について、重要な解釈を示しており、今後、本件サービス又は本件類似のサービスを導入する際に参考になるものと存じます。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 川井 悠暉

☎ 03-5220-1865

✉ yuki.kawai@mhm-global.com

6. 会社法：経産省、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」を公表

経済産業省に設置された「新時代の株主総会プロセスの在り方に関する研究会」は、7月22日「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」（「本報告書」）を公表しました。本報告書は、株主総会の意義を意思決定機関としての側面と会議体としての側

Client Alert

面から分析し、株主総会プロセスの在り方を検討しています。主な内容は以下のとおりです。

1. 意思決定機関としての株主総会の実質化に向けた株主総会プロセスの在り方

上場会社では、年間を通じた情報開示や個別に実施する株主との対話等、株主総会プロセス全体が実質的な審議の場としての役割を果たしているところ、そのプロセスをさらに効果的にする方策を挙げています。

(1) 目的に応じた効果的な対話・情報開示

企業側の取組みの一例として、株主総会前に限定しない対話期間の設定や事前の情報開示の充実等を紹介しています。また、投資家・株主の取組みの一例として、対話と議決権行使の一体化（企業との対話を行う部署と議決権行使判断を行う部署の連携等）、議決権行使の方針等の対話への活用（議決権行使基準に留まらず、対話に基づき賛否判断を行う旨議決権行使方針等において開示する等）等を紹介しています。

(2) 対話環境の整備としての議決権電子行使の促進

投資家の議案検討期間の確保に向けた方策の1つとして、プラットフォームのさらなる利用促進を挙げています。本報告書では、現在、プラットフォームの国内機関投資家への普及を妨げている要因とされている、プラットフォームの利用にアセットオーナー（「AO」）の個別同意を必要とする実務の存在に触れ、アセットマネージャーにおいて、契約ごとではなく当該契約形態について包括的にAOに対し説明を行い、プラットフォームの利用に懸念がある場合はAOによる積極的な意思表示を必要とするといった方法等の採用を提案しています。

(3) 対話環境の整備としての実質株主の判明

企業と機関投資家との対話をさらに促進させるべく、企業が対話の相手方の把握を可能とするため、議決権行使基準日時点における実質株主とその持ち株数について効率的に把握できるよう、実務的な検討が行われるべきと指摘しています。

2. 会議体としての株主総会の在り方

同研究会が2月26日に公表した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を引用し、各社の取組状況等について整理するとともに、説明義務等の総会当日の規律を巡る海外の法制度にも触れています。

本報告書では、意思決定機関としての株主総会の規律をより重視し、当日の会議体としての開催方法は、情報開示等が保たれる限り企業による選択の幅を広げる方向性を目指すべきとの見解も紹介されています。2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大下での株主総会では、当日の株主の来場を抑えながらも、事前質問やウェブ配信等を活用して株主とのコミュニケーションを図ろうと工夫する取組みが多くみられました。また、改正会社法に基づく株主総会資料の電子提供制度の導入等も控え、今後株主総会実務には大きな変化が予想されます。本報告書は、何らかの法的規

Client Alert

律をもたらすものではありませんが、各社は、本報告書で紹介されている検討や実例も踏まえ、今後の動向に注視しながら、自社の株主総会実務について検討を進めることが有効と思われる。

<参考資料>

経済産業省「『新時代の株主総会プロセスの在り方研究会』報告書」

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/20200722_report.html

経済産業省「『ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド』を策定しました」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：日本版司法取引適用第1号事件の続報（二審で一審と異なる判断）

2018年7月、東京地検特捜部は、大手発電機器製造業者であるX社の元取締役ら3人を不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）の罪で在宅起訴し、また、同社との間で、捜査協力の見返りに起訴を見送る司法取引に合意し、法人としての同社は不起訴処分として、日本において初めて司法取引の適用がなされました。

かかる事案の元取締役A氏の控訴審判決が東京高裁で先月21日にあり、原判決（懲役1年6月、執行猶予3年）を破棄し、罰金250万円とする判決が下されました。

2019年9月に下された一審判決では、A氏は、部下2人と共謀の上で外国公務員等に対して賄賂を供与した旨の判断が示されていました。

しかし、今回の控訴審判決では、このA氏の共謀の成否が争われたところ、A氏が賄賂の供与を了承したとの部下の供述は自らの刑事責任の軽減を図る動機があった等としてその信用性を否定し、また、A氏の言動は部下らに対して代替手段の検討を依頼する等、賄賂の供与に消極的であったことをうかがわせるものといえるとして、A氏の共謀を認定した原判決の判断は、論理則、経験則に照らして不合理であると判断しました。その上で、A氏は、X社の取締役として、直属の部下以外の従業員の活動に関しても監督義務を負うべき立場にあったのに、賄賂の供与に明確に反対する意思を示さず、事実上これを黙認するような言動（A氏は、部下から賄賂の供与について伺いを立てられたのに対して、「仕方がないな」等と述べていたものと認定されています。）をとったことが一種のお墨付きを与えるに等しく、供与の実現を精神的に容易にするものであったとして、A氏は賄賂の供与を幫助したものと認定しました。

Client Alert

取締役による賄賂への関与態様に関する認定の差により、一審と二審とで共謀か幫助かの判断が分かれてきましたが、消極的な関与であっても幫助になると判断されたことは、取締役が社内の違法行為の可能性を認識した際の行動規範や責任論の観点からも注目に値する事案と思われれます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

パートナー 新井 朗司
☎ 03-6266-8768
✉ hiromasa.arai@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：官民一体となった迅速な事業承継支援の動き

中小企業庁は、後継者不在の中小企業が127万社にもものぼる一方で、中小企業を対象にしたM&Aは年間4,000件弱に留まっている現状では、中小企業の技術や雇用といった経営資源が後継者に承継されていないとして、官民一体となって中小企業の第三者への事業承継を支援するため、第三者承継支援総合パッケージを策定しています。第三者承継支援総合パッケージは、①事業の売却を促すためのルール整備や官民連携による事業承継機運の醸成、②事業譲渡の際のボトルネックとなる経営者保証の改善等によるマッチングの円滑化、③第三者への事業承継後の取組支援という3つの柱で構成されており、中小企業庁は、2020年7月15日、①の官民連携による事業承継機運の醸成の施策として行われる、中小企業庁が全国47都道府県に設置した事業引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームとの連携に関し、事業引継ぎ支援センターとの連携を希望する民間M&Aプラットフォームの募集について公表しました。

中小企業の事業承継は、金融機関にとって債権管理の側面からも重要な課題となっています。また、事業会社にとっても、例えば安定的な仕入れの確保等の観点で影響のあるところですが、これまでも事業引継ぎ支援センターでは事業の第三者への承継を促進するため、マッチング支援を行ってきました。しかし、事業引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームとが連携することで、事業承継を希望する企業から相談を受けた事業引継ぎ支援センターが、連携する民間M&Aプラットフォームそれぞれの顧客層や強みに応じて、事業承継を希望する企業を紹介することで、事業の譲り受け希望者とのマッチングを迅速に行い、また、マッチング後も事業引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームで事業承継を支援することとなります。2020年8月以降、連携先に選定された民間M&Aプラットフォームと事業引継ぎ支援センターによる調整が整い次第、連携が開始されることになっています。

中小企業庁は、2020年7月15日、事業引継ぎ支援センターと連携を希望する民間M&Aプラットフォームとしての登録要件も公表しており、①プラットフォーム上での譲り受け希望者がおおむね5,000社以上登録されていること、②累計のM&A成約件

Client Alert

数がおおむね 100 件以上であること、③開示範囲の限定が可能であるプラットフォームであること、④掲載者が直接交渉できるプラットフォームであること、⑤事業承継に係る支援機関（公的支援機関、金融機関等）との連携実績があること及び⑥中小 M&A ガイドラインにそった運営を行っていることが登録要件とされています。なお、事業引継ぎ支援センターと連携を希望する民間 M&A プラットフォーマーの募集期間は特段定められておらず、随時、連携の希望の受付は行っています。

事業引継ぎ支援センターと民間 M&A プラットフォーマーとの連携は、後継者不在の中小企業に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け事業承継を検討している中小企業の迅速な事業承継の実現に寄与することが期待されます。

パートナー 稲生 隆浩

☎ 03-5220-1857

✉ takahiro.inou@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144 (福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

9. M&A : 東証、「公正な M&A の在り方に関する指針」を踏まえた開示状況を公表

東証は、2020 年 6 月 30 日、経済産業省より「公正な M&A の在り方に関する指針」（「本指針」）が公表されてから 1 年が経過したことを受け、本指針公表後の MBO 及び支配株主による従属会社の買収における開示状況の集計結果等について公表しました（2020 年 7 月 28 日付で集計結果の一部が訂正されています。）。

当該集計結果は、本指針公表後の MBO（10 件）及び支配株主による従属会社の買収（19 件）について開示事項（特別委員会の委員の適格性に関する情報、対象会社の取締役会による特別委員会の判断の取扱い等）ごとの開示件数を取りまとめた上で、本指針公表後、特別委員会に付与された権限に関する情報（対象会社の取締役会による特別委員会の判断の取扱い等）について開示される例が顕著に増加していること等を指摘しています。

MBO 及び支配株主による従属会社の買収に際しては、当該集計結果を十分参照しつつ、開示内容を検討する必要があると考えられます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868

✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

Client Alert

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁による「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の公表

金融庁は、2020年7月1日、「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表し、四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する①財務情報（追加情報）及び②非財務情報（記述情報）の開示に関する留意点を示しています。

①財務情報（追加情報）の開示については、前年度の財務諸表において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったときは、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものとされています。また、前年度の財務諸表において仮定を開示していないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になったときは、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を記載する必要があるものとされています。さらに、前年度の財務諸表において当該仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行っていないときも、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましいとされています。

②非財務情報（記述情報）の開示については、前事業年度の有価証券報告書における会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載することとされています。会計上の見積り以外においても、事業等のリスクにおける新型コロナウイルス感染症の影響や対応策の変更、MD&Aにおける新型コロナウイルス感染症の影響による経営方針・経営戦略の見直し等、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更があった場合には、四半期報告書において、当該変更の具体的な内容を記載することが求められています。

既に2020年4月17日付の「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」により、四半期報告書の提出期限は一律に2020年9月末まで延長されておりますが、今後、各上場会社においては、新型コロナウイルス感染症の影響や新たに適用となる開示制度を踏まえた上で四半期報告書の記載を検討していくことが望まれます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：経済産業省、新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入についての考え方を公表

経済産業省は、2020年6月12日、新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、株主総会の延期等を行う企業の役員給与について、法人税法の損金算入の手続きに関する考え方を公表しました。なお、当該考え方の内容は国税庁の事前の確認を経ていとされています。

まず、定期同額給与の改定については、新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、定時株主総会を延期することとなったことに伴い、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が会計期間開始後の3月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない、「特別の事情があると認められる場合」（法人税法施行令69条1項1号イ）に該当し、定期同額給与の通常改定時期の要件を満たすこととされています（なお、定期同額給与については国税庁の[ウェブサイト](#)にもQAが掲載されています。）。

また、同様の事情により事前確定届出給与に係る定めについての株主総会等の決議が例年の株主総会等の決議の時期より遅れることとなったため、事前確定届出給与の届出期限（法人税法施行令69条4項1号）までに事前確定届出給与に関する届出ができない場合は、国税通則法11条に基づく届出期限の延長が認められることとされています。

業績連動給与については、新型コロナウイルスの影響により決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じ、継続会を開催又は株主総会を延期することになったことに伴い、適正な手続きを経た業績連動給与の決定が3月経過日等後になった場合であっても、3月経過日等までに開催する当初の株主総会で役員選任決議と合わせた決議により業績連動給与を決定し、その後の決算報告を継続会で行う場合等については、適正手続き終了時期の要件を満たすことが明らかにされています。

<参考資料>

新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/sonkinsannyu.pdf>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 航

☎ 03-5220-1838

✉ ko.ogata@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（中国）：「香港特別行政区国家安全維持保護法」の可決

2020年6月30日、第13期全国人民代表大会常務委員会第20回会議において「香港特別行政区国家安全維持保護法」（「本法」）が可決され、同日公布施行されました。

本法は、総則、香港特別行政区の国家安全を維持保護する職責・機構、関連犯罪及び処罰、関連事件の管轄、法律適用及び手続、中央人民政府の駐香港特別行政区国家安全維持機構、附則の6つの章、合計66条によって構成されており、主な内容は以下のとおりです。

まず、香港特別行政区の行政長官は、同区における国家安全維持保護の職責の履行状況について年次報告書を中央人民政府に提出し、中央人民政府から要求があった場合、行政長官は国家安全の維持について特定事項を遅滞なく報告しなければならないとされています（11条）。また、国家安全危害犯罪に関わる犯罪（具体的には、国家分裂罪（20、21条）、国家政権転覆罪（22、23条）、テロ活動罪（24～28条）、国外と結託した国家安全危害犯罪（29、30条）等）及びこれに対する処罰が規定されており（法定刑の最高刑は無期懲役）、犯罪の適用範囲として、通常の国内犯（外国人による場合も含む）及び香港居民等による国外犯の他、外国人（香港居民以外）が香港特別行政区の域外で行った行為についても適用されます（36条～38条）。さらに、中央人民政府は、駐香港国家安全維持機構として、香港特別行政区において、国家安全維持保護公署を設立し、同公署は香港特別行政区が国家安全維持保護の職責を履行することについて監督・指導し、かつ国家安全危害犯罪事件を処理する職責を有するとされています（48条と49条）。なお、所定の特殊な状況がある国家安全危害犯罪事件に対しては、香港特別行政区政府又は国家安全維持保護公署により報告され、中央人民政府が批准した場合、中央人民政府が設置した国家安全維持保護公署が当該事件に対して管轄権を行使することができる（55条）。最後に、香港特別行政区の法律と本法の間に矛盾がある場合、本法の規定が適用される（62条）、本法の解釈権は、全人代常務委員会が持つとされています（65条）。

本法の公布施行が、香港の国際金融センターとしての地位に与える影響に世界各国の関心が集まっています。米国は、香港の自由ないし自治を侵害した個人又は団体、及びこれらと取引する金融機関に対する制裁（7月14日成立の香港自治法）や、香港に対する貿易面などでの優遇措置の撤廃（7月15日付大統領令）を公表しており、他の一部の国でも、香港との関係における輸出規制の改正を検討しています。また、司法の独立性への信頼が揺らぎ、香港での仲裁についても中立性の維持に懸念を示す意見があります（これに対して、香港国際仲裁センターは中立性アピールの声明を公表しています）。本法の施行によるビジネス法実務への影響はまだ不明確なところがあり、今後の具体的な実施状況及び各国の動向に引き続き留意が必要です。

Client Alert

パートナー 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402 (大阪)
✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

パートナー 森 規光
☎ +86-10-6590-9292 (北京)
✉ norimitsu.mori@mhm-global.com

外国弁護士 崔 俊
☎ 03-6212-8368
✉ jun.cui@mhm-global.com

13. 新興国（ブラジル）：ブラジル個人データ保護法（LGPD）の施行時期に関する近時の動き

2018年8月に公布されたブラジル初の包括的な個人データ保護法であるLGPD (*Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais*) は、当初の施行予定（2020年2月）が修正され、2020年8月に施行される予定となっています。但し、監督機関であるANPD (*Autoridade Nacional de Proteção de Dados*) が未設立であること（ANPDの創設に関するLGPDの規定等は施行済み）や、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響も深刻であり、施行時期について議論がなされていました。

こうしたところ、今般、2020年6月12日に公布された2020年法14,010号により、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を踏まえ、LGPDの制裁に関する規定（52条から54条）の施行が2021年8月1日まで延期されることになりました。以下で述べる大統領令と異なり、2020年法14,010号は確定的な効力を有します。

また、2020年4月29日にブラジル大統領によって公布された大統領令（2020年大統領令959号）では、LGPD全体の施行を2021年5月3日まで延期することが定められています。この大統領令は公布日から効力が生じているものの、公布日から最大120日以内に議会による承認が得られなかった場合、その効力を失います。したがって、LGPD全体の施行が2021年5月3日まで延期されるかについては、議会の判断が待たれるところであり、議会が2020年大統領令959号を承認しなかった場合、LGPD（制裁に関する規定を除く）は2020年8月から施行され、制裁に関する規定は2021年8月から施行されることとなります。

LGPDは、欧州のGDPRや米国カリフォルニアのCCPAのように広範なデータ保護規制を定めるものであり、ブラジルに拠点を有する企業はもちろんのこと、ブラジルにおいて事業を行う企業に広く影響を及ぼし得るものですので、日本企業としてもその施行時期の動向を引き続き注視する必要があるといえます。

Client Alert

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 上田 優介
☎ 03-5223-7773
✉ yusuke.ueda@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

アソシエイト 服部 友哉
☎ 03-5293-4879
✉ yuya.hattori@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：香港国際仲裁のこれから

香港は、2019 年から抗議活動が続く政情不安の状況にあるところ、中国による国家安全法の公布で、「一国二制度」が事実上崩壊するとの声も生じています。これに COVID-19 による経済への打撃の加わり、今後の香港の国際仲裁実務について懸念の声も聞こえてきます。

しかしながら、現時点の冷静な分析としては、仲裁地としての香港の価値が失われるとは考え難いところです。

その理由としては、第 1 に、香港の仲裁地としての強みは維持されています。すなわち、独立性・中立性及び専門性の高い司法制度（外国裁判官を含む仲裁案件に詳しい裁判官）、先進的な仲裁法、豊富な経験と合理的な仲裁規則を備えた仲裁機関（HKIAC、ICC HK 等）は何ら失われていません。仲裁手続本体が円滑に進行できるだけでなく、仲裁判断の執行、仲裁合意を潜脱するような仲裁外の手続の差止め等も香港では比較的容易に行えますが、この制度も維持されています。仲裁のための Third party funding も、利用可能であることに変わりはありません。

第 2 に、2019 年、香港と中国本土とが協約を結んだことによって、香港での仲裁のために中国本土の裁判所から仮処分命令を出してもらえるようになっており、その利用も着々と広まってきています。香港は東アジアの先進的な仲裁地として中国関係の仲裁案件に特に強みを発揮してきましたが、この協約により、中国本土に財産や証拠を有している相手方との紛争にはより一層有用となっています。

第 3 に、懸念の対象である国家安全法は、その名のとおり安全保障に関する法律であって、ビジネス関連の紛争には直結しないと考えられます。さらに言えば、そもそも仲裁を執り行うのは当事者（又は仲裁機関）の選定した仲裁人であり、その判断に国家安全法が影響を及ぼすことは到底考え難いところです。

もっとも、国家安全法が外国裁判官の出身国による香港の司法制度に対する信頼を失わせ、その結果、外国裁判官が香港の司法制度から離脱するとの懸念は存在します。このような人材流出に関する今後の動向には、注視が必要と考えられます。

Client Alert

以上を総合すると、香港を仲裁地として利用することに特段の問題はなく、香港を仲裁地と定めた契約に関する紛争が起きても、必ずしも新たな合意による変更を求める必要はないと考えられます。また、今後締結する仲裁合意についても、香港は引き続き選択肢の一つであり、特に中国本土に財産や証拠を有している相手方との間では、上記の仮処分に関する協約を考えると、極めて有力な選択肢と考えられます。

なお、仲裁地を香港と定めても、物理的な審問手続を香港で行う必要はありません。例えば、仲裁合意で審問の場所を日本等他国に指定することもできます。したがって、審問の場所を理由に、香港を仲裁地から排除する必要はありません。

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ mugi.sekido@mhm-global.com

外国弁護士 高橋 茜莉

☎ 03-6266-8786

✉ seri.takahashi@mhm-global.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『[CCPA 連続ウェブセミナー（CCPA 実務対応の基礎）](#)』
視聴期間 2020年7月17日（金）～2020年8月29日（土）
講師 田中 浩之
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー 『[元立案担当者による令和元年改正会社法のポイント解説](#)』
視聴日時 2020年7月20日（月）～2020年9月30日（水）
講師 邊 英基
主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー 『2020年6月成立・改正公益通報者保護法の解説 —改正法を受けた実務的対応、今後の指針—』
開催日時 2020年8月7日（金）9:30～11:30
講師 山内 洋嗣、千原 剛
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最前線の実務～最新の規制動向を踏まえた入札対応と実例に基づく事業開発・ファイナンスのノウハウ～』
開催日時 2020年8月11日（火）13:30～16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『急増するデータセンターへの不動産投資に関する法的実務』
開催日時 2020年8月21日（金）16:30～18:30
講師 蓮本 哲
主催 JPI（日本計画研究所）

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最新実務～入札戦略、送電系統、契約交渉、ファイナンスの横断的見地から～』
開催日時 2020年8月28日（金）13:30～16:30
講師 村上 祐亮、市村 拓斗
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『執行が開始された CCPA を中心に、欧州クッキー規制とタイ PDPA を含むグローバルデータ保護規制の最新動向』
開催日時 2020年9月2日（水）13:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

<http://www.mhmi-japan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『海外取引の「困った」に答える企業法務の初動対応 Q&A』
(2020年6月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 金丸 祐子（共著）

- 本 『機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析 [2020年版]』
(2020年7月刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 澤口 実、松下 憲、片野 泰世、山岡 孝太、芳川 雄磨、藏田 彩香、
倉地 祐輔、長尾 勇志、渡邊 悠介

- 本 『「公正な M&A の在り方に関する指針」の解説』(2020年7月刊)
出版社 株式会社商事法務
著者 越智 晋平、石綿 学、内田 修平（共著）

Client Alert

- 本 『令和2年改正個人情報保護法 Q&A』（2020年7月刊）

出版社 株式会社中央経済社

著者 田中 浩之、北山 昇
- 本 『暗号資産の法律』（2020年7月刊）

出版社 株式会社中央経済社

著者 増島 雅和、堀 天子（共編著）、小島 冬樹、増田 雅史、石橋 誠之、岡野 智、寺井 勝哉、江平 享（共著）
- 論文 「令和元年改正会社法の実務対応（5）社外取締役の活用に関する実務上の留意点」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2234

著者 渡辺 邦広、邊 英基
- 論文 「中国最新法律事情（242）中国の民法典の特色」

掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.7

著者 射手矢 好雄
- 論文 「日米貿易協定の関税譲許及び原産地規則」

掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.7

著者 畠山 佑介
- 論文 「WTO体制下での「法の支配」の復活は可能か～上級委員会危機の本質と打開策に関する一考察」

掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.7

著者 宮岡 邦生
- 論文 「＜論説＞日本版新型コロナウイルス接触確認アプリのアーキテクチャとガバナンスー内閣官房テックチームによる「仕様書」と「評価書」を紐解くー」

掲載誌 NBL No.1173

著者 羽深 宏樹
- 論文 「～「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正等からみる～ MaaS 実現に向けた法制度整備の最新動向」

掲載誌 ビジネス法務 2020年9月号

著者 佐藤 典仁

Client Alert

- 論文 「ハイブリッド型バーチャル株主総会」
掲載誌 ジュリスト No.1548
著者 澤口 実

- 論文 「連載／弁護士のための租税法務 第8回 組織再編税制」
掲載誌 ジュリスト No.1548
著者 大石 篤史

- 論文 「公益通報者保護法改正の解説とそれに伴う実務的対応」
掲載誌 月刊監査役 No.712
著者 山内 洋嗣（監修）

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第4回 改正法で何が変わるの？～保有個人データに関する改正点①～」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020年8月号
著者 田中 浩之、北山 昇

- 論文 「司法取引制度 日本版司法取引制度の中小企業への初適用～適用の広がりがもたらす影響と持つべき視点～」
掲載誌 ビジネスガイド 2020年8月号
著者 山内 洋嗣、山田 徹、奥田 敦貴

- 論文 「船主業界における事業承継」
掲載誌 税経通信 Vol.75 No.8
著者 小山 浩、間所 光洋、内田 義隆（共著）

- 論文 「医療法人の「支配権争い」にどう備える？（第3回）」
掲載誌 日経ヘルスケア 2020年7月号
著者 中野 進一郎

- 論文 「マイナポイント事業のねらいと地方銀行への期待」
掲載誌 地銀協月報 No.720
著者 増島 雅和

- 論文 「進化を続ける香港国際仲裁—仮処分協約と今後の展望」
掲載誌 JCA ジャーナル Vol.67 No.7
著者 高橋 茜莉

Client Alert

- 論文 「自動車という法律のフロンティア」
掲載誌 日本組織内弁護士協会（JILA）オンラインジャーナル
著者 戸嶋 浩二

- 論文 「外国人労働者受け入れの基礎知識と雇用にまつわる Q&A」
掲載誌 労政時報 第 3997 号
著者 荒井 太一、南谷 健太（共著）

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例－第 244 回 食品会社 A 社（障害者雇用枠採用社員）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 湯浅 哲

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例－第 247 回 イヤシス（業務委託店員の労働基準法上の労働者性）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 澤 和樹

- 論文 「Patent litigation in Japan」
掲載誌 Practical Law
著者 岡田 淳

- 論文 「Rules of Origin in the EU-Japan EPA」
掲載誌 Blog droit européen
著者 畠山 佑介

- 論文 「The Legal 500 Country Comparative Guides - Japan: Force Majeure」
掲載誌 The Legal 500 Country Comparative Guides
著者 辰野 嘉則、川端 遼

- 論文 「Improving Legal Infrastructure to Improve Japan's Status as a Seat of Arbitration」
掲載誌 YSIAC Newsletter Issue 25
著者 ダニエル・アレン、高橋 茜莉（共著）

- 論文 「Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2020
著者 東 陽介、近澤 諒、越智 晋平

Client Alert

- 論文 「Getting The Deal Through - Loans & Secured Financing - in Japan」
掲載誌 Getting The Deal Through -Loans & Secured Financing
著者 青山 大樹、松田 悠希

- 論文 「Global Legal Insights - Merger Control 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Merger Control 2020 Ninth Edition
著者 藤田 知也、末正 拓（共著）

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- [Financial Times 誌による FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards for 2020 のショートリストに掲載されました](#)
Financial Times 誌による FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards for 2020 において、当事務所が Responsible law firm: Diversity and inclusion 部門のショートリストに掲載されました。

- [IFLR1000's thirtieth edition にて高い評価を得ました](#)
IFLR1000's thirtieth edition において、当事務所および当事務所のバンコクオフィスが以下の分野で高い評価を得ました。

分野

JAPAN

Tier 1

- ・ Banking
- ・ Project finance

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- ・ Banking and finance

- [Asia Business Law Journal にて当事務所の弁護士が Japan's top 100 lawyers に選ばれました](#)
Asia Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の以下9名の弁護士が Japan's top 100 lawyers に選ばれました。
 - ・ 佐藤 正謙: Structured Finance; Real Estate; Project Finance; Infrastructure/Energy; M&A; Private Equity
 - ・ 藤原 総一郎: Bankruptcy/Restructuring; M&A; Corporate Governance; Corporate & Commercial Disputes

Client Alert

- ・ 棚橋 元: M&A; Private Equity; Venture Capital; Corporate Governance; Information Technology
 - ・ 石綿 学: M&A; Private Equity; Corporate Governance; Risk Management; Securities
 - ・ 大石 篤史: M&A; Taxation; Wealth Management
 - ・ 小澤 絵里子: Real Estate; Banking & Finance; Structured Finance; Investment Funds
 - ・ 関戸 麦: Japanese Court Practice; International Litigation; International Arbitration; Product Liability; Bankruptcy
 - ・ 鈴木 克昌: Capital Markets; Corporate; M&A; Crisis Management; Governmental Investigation
 - ・ 江平 享: Structured Finance and Derivatives; Banking; Financial Regulations and Compliance; Private Equity/Debt Funds; Israel Practice
- [Real Estate Law Experts](#) にて高い評価を得ました
Real Estate Law Experts において、当事務所と当事務所の蓮本 哲 弁護士が Recommended firm in Japan for 2020-21 および Recommended lawyer in Japan for 2020-21 に選ばれました。
- 石本 茂彦 弁護士が日本弁護士連合会 国際交流委員会 副委員長に就任しました
- 宮岡 邦生 弁護士が日本弁護士連合会 法律サービス展開本部（国際業務推進センター）幹事に就任しました
- 宮岡 邦生 弁護士が独立行政法人経済産業研究所（RIETI）「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第Ⅴ期）」プロジェクトメンバーに就任しました
- 石田 渉 弁護士が NEXs Tokyo のメンターに就任しました

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com